

アメリカ法

第26回

丸山 英二

アメリカ法 定期期末試験実施予定

正確なところは事務からの案内に従ってください。

科目名：アメリカ法

試験実施日時：8月25日10時30分～12時10分

試験実施教室：プレゼンテーションホール

持込：以下に指定するものは可(すべて自筆の書込み可)

六法

ノート

テキスト

電子辞書

その他

自筆のみ可

書名：入門アメリカ法第4版

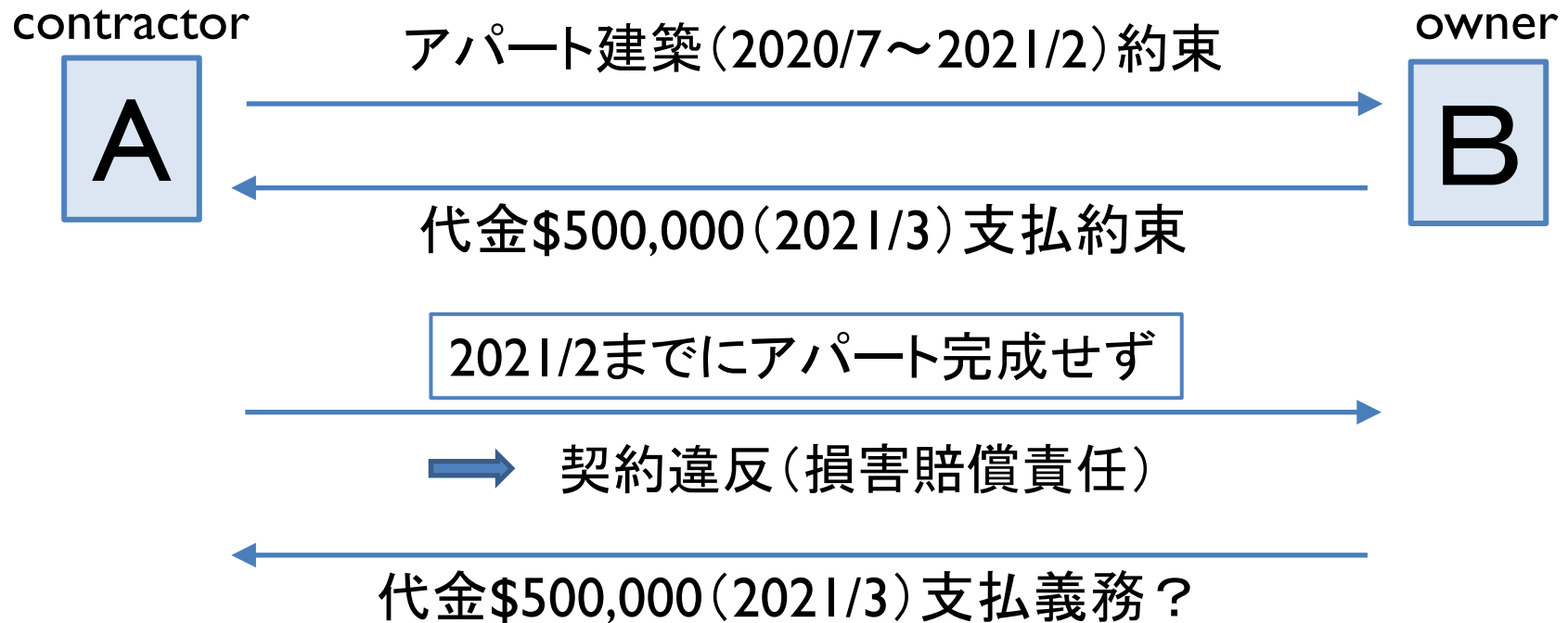
留学生のみ可

BEEF等で提供・配布した講義資料をプリントアウトし綴じたもの。

V. アメリカ契約法

6. 債務の履行・不履行

(1) 双務契約における両当事者の債務の牽連関係



～Kingston v. Preston (1773)

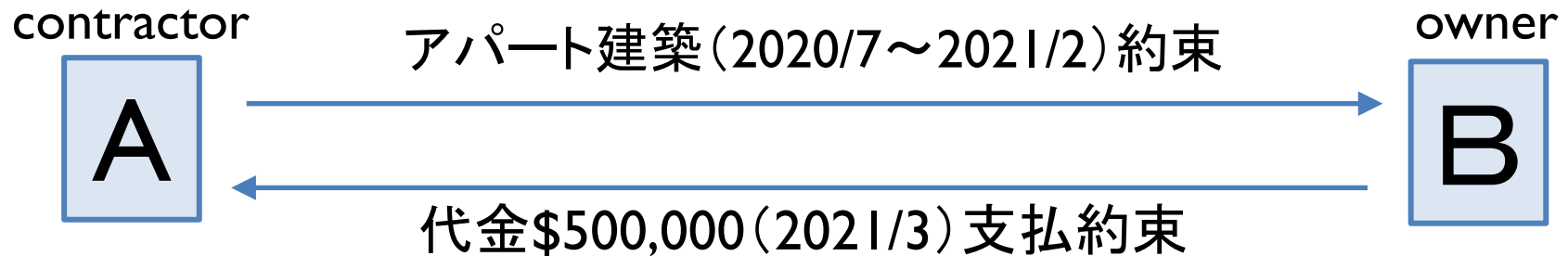
Bは自らの債務の履行期日が到来すれば(反対当事者の履行の有無を問わず)その履行をしなければならない。(独立債務の原則)

Kingston v. Preston (1773)～

Bの債務を履行する義務の発生は, 反対当事者の債務の履行に条件付けられる。(法定条件 (constructive condition of exchange))

(1) 双務契約における債務の牽連関係 (a) 履行期が前後

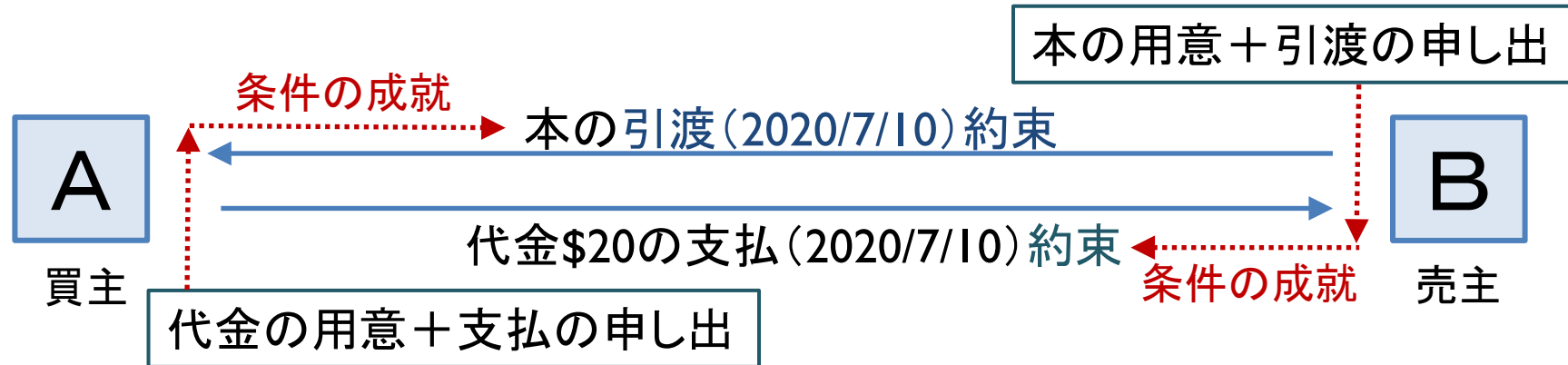
bilateral contract 2020/6/15契約締結



- (a) 履行期が前後する場合 ⇒ 先に履行期が到来する債務の履行は、後に履行期が到来する債務を現実に履行する義務の発生の停止条件（履行期が後の債務を負う当事者のみが保護される）

(1) 双務契約における債務の牽連関係 (b) 履行期が同時

bilateral contract 2020/7/1 契約締結



- (b) 履行期が同時の場合 ⇒ 互いに自らの債務の履行の提供が、相手方の債務の履行義務の発生の停止条件
(同時条件 (concurrent condition))
(両当事者が、この法定条件によって保護される)

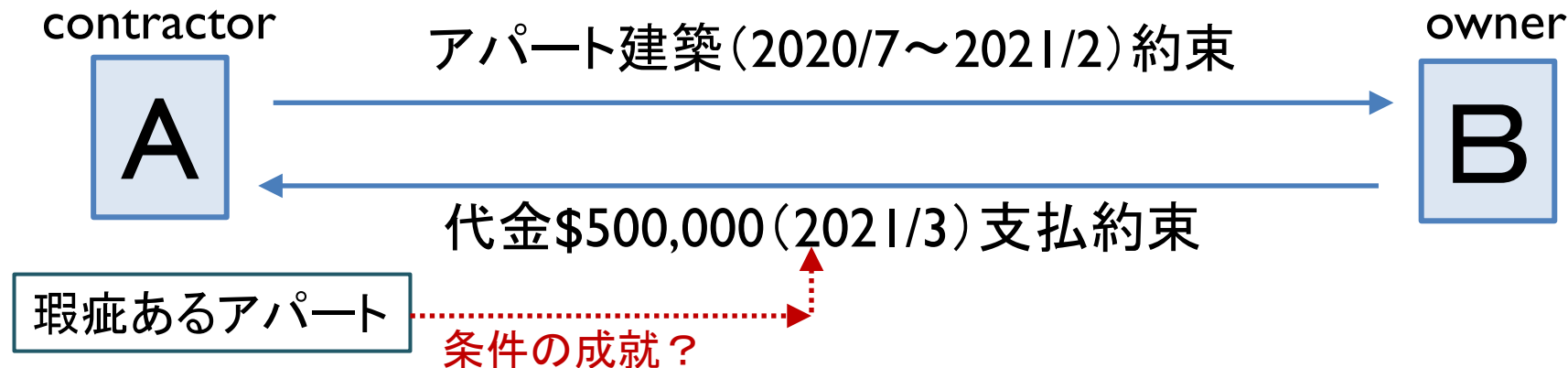
「提供」
(tender) { 履行を即座になすことができる状態
 履行の申し出

[(c) 履行の順序の決定: Text p. 175 ↓ 4~]

(2) 実質的履行の法理

bilateral contract

2020/6/15契約締結



【実質的履行の法理】

法定条件については実質的履行があれば条件の成就を認める。

【実質的履行があると認定されれば】

建築業者は契約代金を請求ができる。しかし、瑕疵ある履行による損害の賠償を注文主にすることが義務づけられる

⇒業者が注文主に請求できる金額＝契約代金－損害賠償額

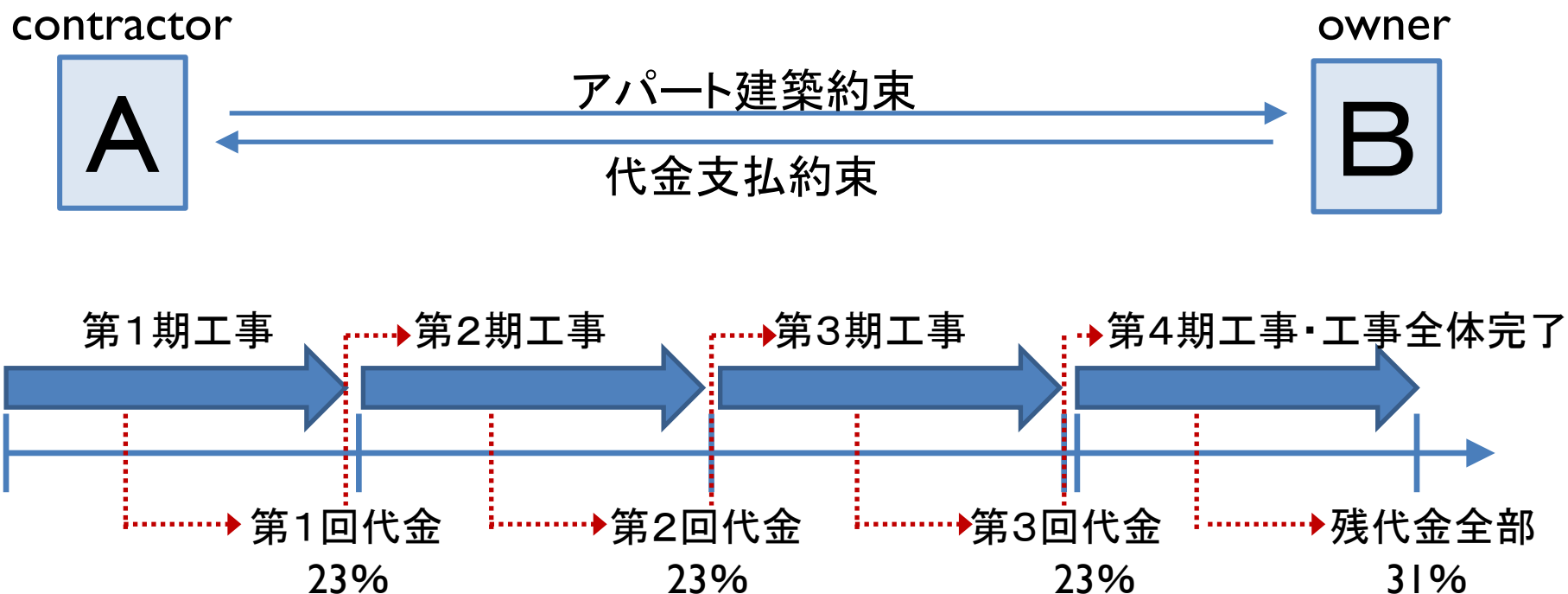
(2) 実質的履行の法理

【実質的履行の存在の認否の際に考慮されるべき要素】

- A 被害当事者が契約から期待した利益を失った程度（逆にいえば、その利益を得た程度）
- B 被害当事者が損害賠償によって救済される程度
- C 実質的履行が認定されない場合に、違反当事者の置かれる状態
代替物の売主←→建築契約の建築請負業者
動産売買契約において実質的履行の法理は適用がない——売主は、契約に完全に適合した商品を契約の定める引渡し方法に従って提供することが義務づけられる（perfect tender rule）
- D 違反当事者の善意・悪意

(3) 契約違反を理由とする契約の解除と損害賠償

(a) 双務契約における契約違反に対する対応 (1) 履行期が前後



Aが第1期工事完成5日後Bが代金を18%しか支払わないとき、
Aは代金不払を理由に第2期工事を中断して契約を解除できるか？

18/23%の支払—実質的履行？ Y: 第2期工事履行義務あり

N: 第2期工事保留できる(重大な契約違反)

(3) 契約違反を理由とする契約の解除と損害賠償

(a) 双務契約における契約違反に対する対応 (イ) 履行期が前後

18/23%の支払—実質的履行？

Y: Aは第2期工事履行義務あり。しかし, Bに損害賠償を請求できる。

N: Aは第2期工事保留できる(**重大な契約違反**)

Bが重大な契約違反を犯しておれば, Aは,

①自らの債務の履行を保留, ないしは中断し,

②Bにその違反を治癒させるために相当の猶予期間を与え,

それでも違反の治癒がなされない場合には, 契約を解除することができる(Aは当該契約違反を**全体的違反**と扱ったとされる)。違反に対する治癒がなされ, 実質的履行があった場合, Aは解除できず, 損害賠償請求ができるにとどまる(当該契約違反は**部分的違反**とされ, 契約は存続する。)

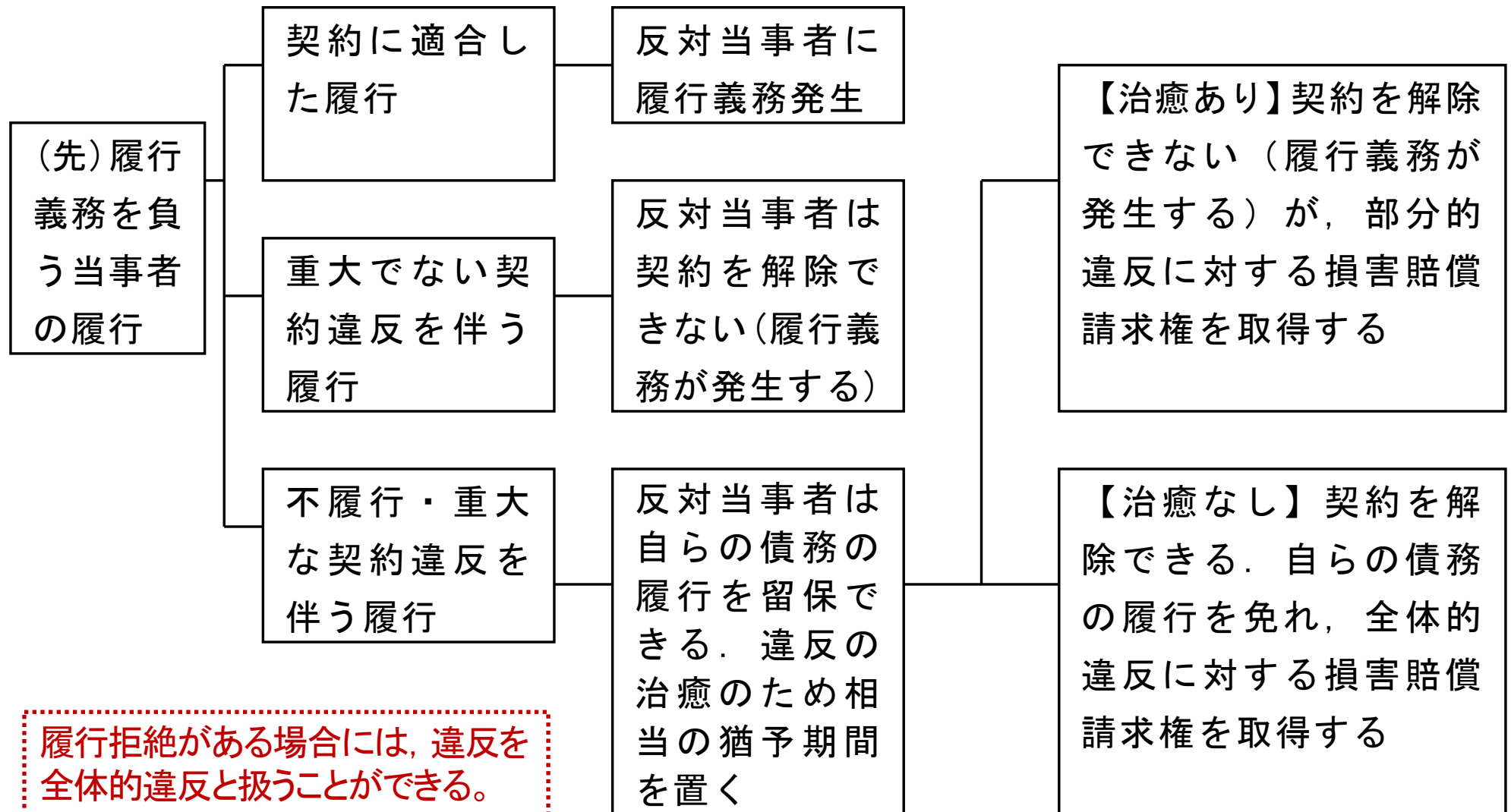
◆当事者双方が相手方の重大な契約違反を理由に契約解除を主張する場合

①最初に重大な契約違反を犯したのはどちらか

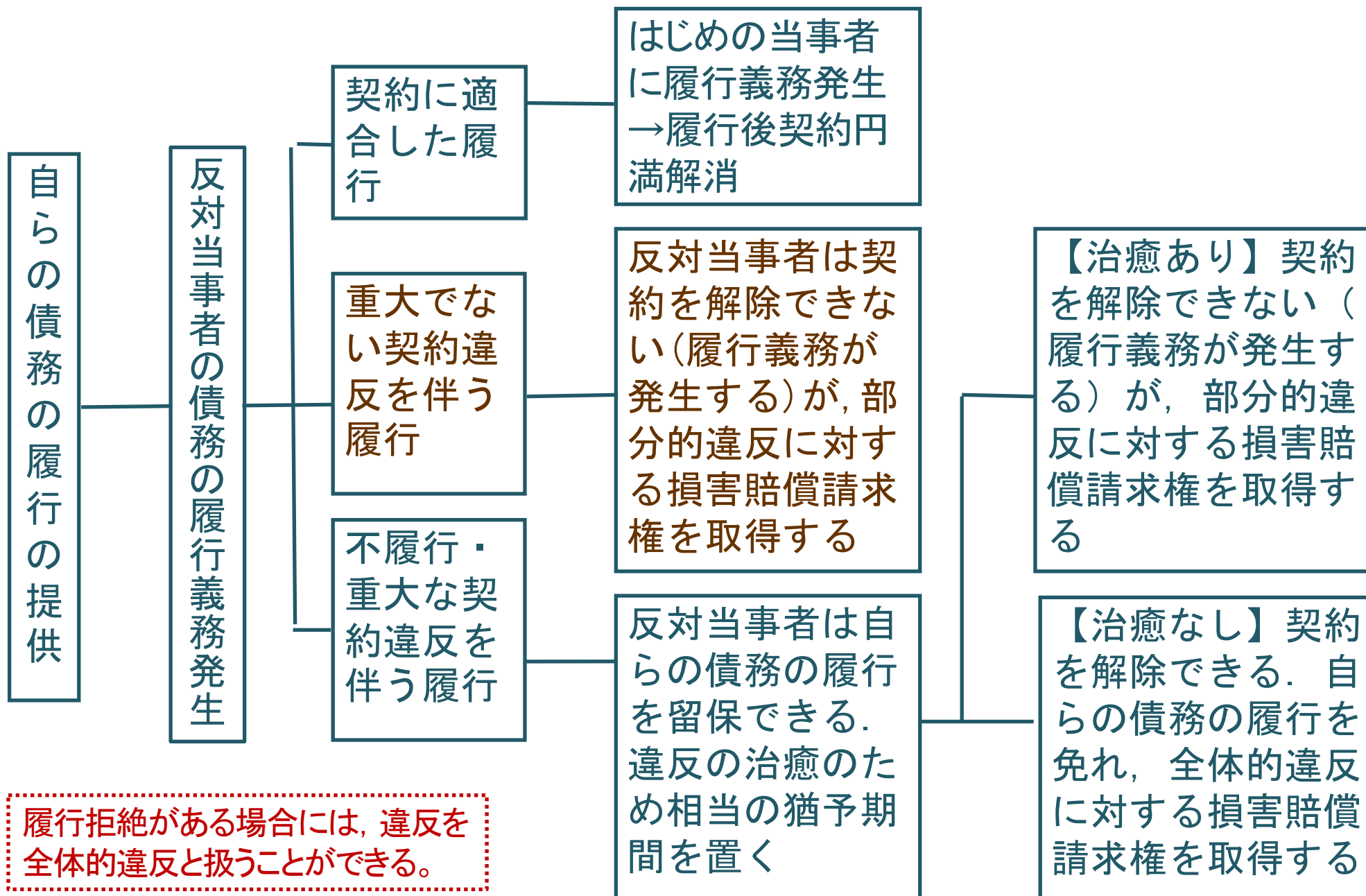
②最初の重大な契約違反の被害当事者が治癒のため相当な猶予期間をおいた後に契約を解除したか, が判断の枠組となる。

(3) 契約違反を理由とする契約の解除と損害賠償

(a) 双務契約における契約違反に対する対応 (イ) 履行期が前後



(3) (a) 双務契約における契約違反に対する対応 (イ) 履行期が同時



(3) 契約違反を理由とする契約の解除と損害賠償

(b) 重大な契約違反の存否を決定するさいに考慮されるべき要素

実質的履行の存否を決定するさいに考慮すべき要素 A ~ D, および,
E 違反当事者が契約違反を治癒する可能性

(c) 契約違反を治癒させるために被害当事者が与えるべき猶予期間の長さ

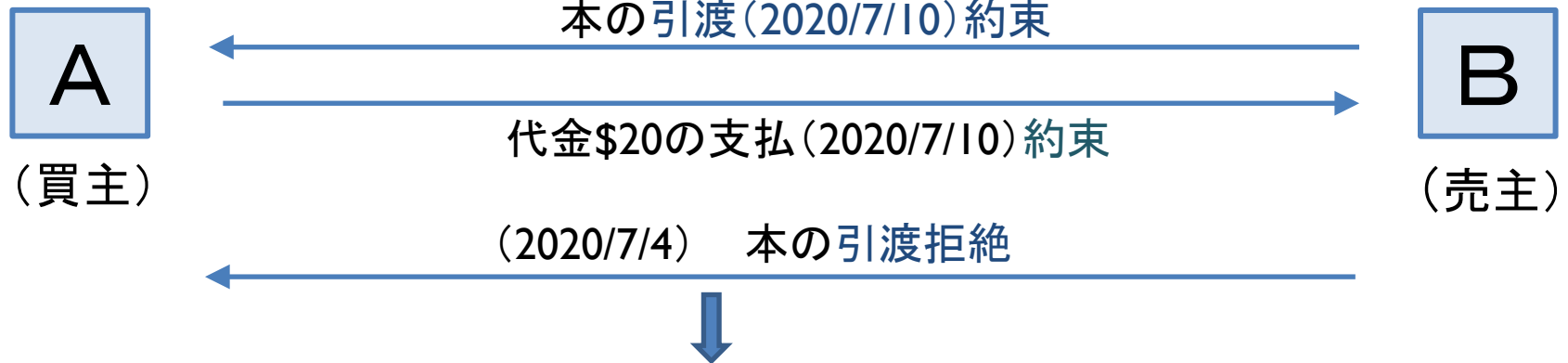
重大な契約違反の存否を決定するさいに考慮すべき要素 A ~ E, および,
F 遅滞によって被害当事者が代替的取引を手配することが困難になる程度
G 契約が遅滞のない履行を定めている程度

※ 単に履行期日が規定されているに過ぎないときには, その期日の徒過(正確には, その期日における重大な契約違反)は, それだけでは解除権を発生せしめない。

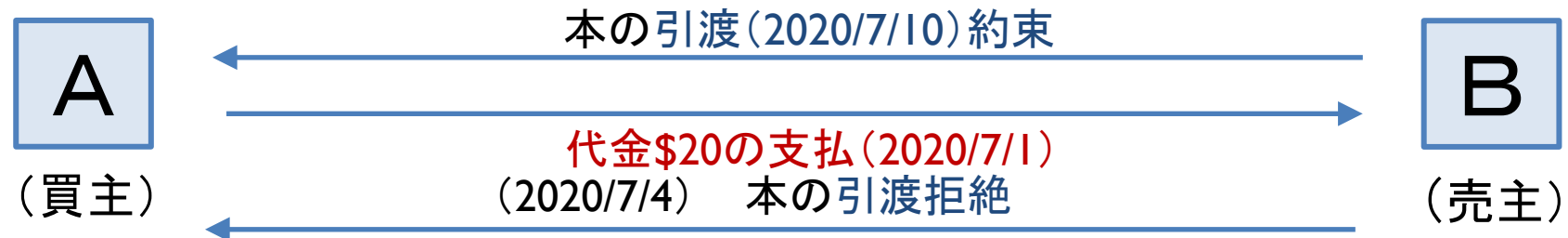
"Time is of the essence." (期限遵守は不可欠である) という文言が契約書にあっても期日通りの履行の重要性を確定するものとはいえない。

(4) 履行期到来前の履行拒絶

bilateral contract 2020/7/1 契約締結

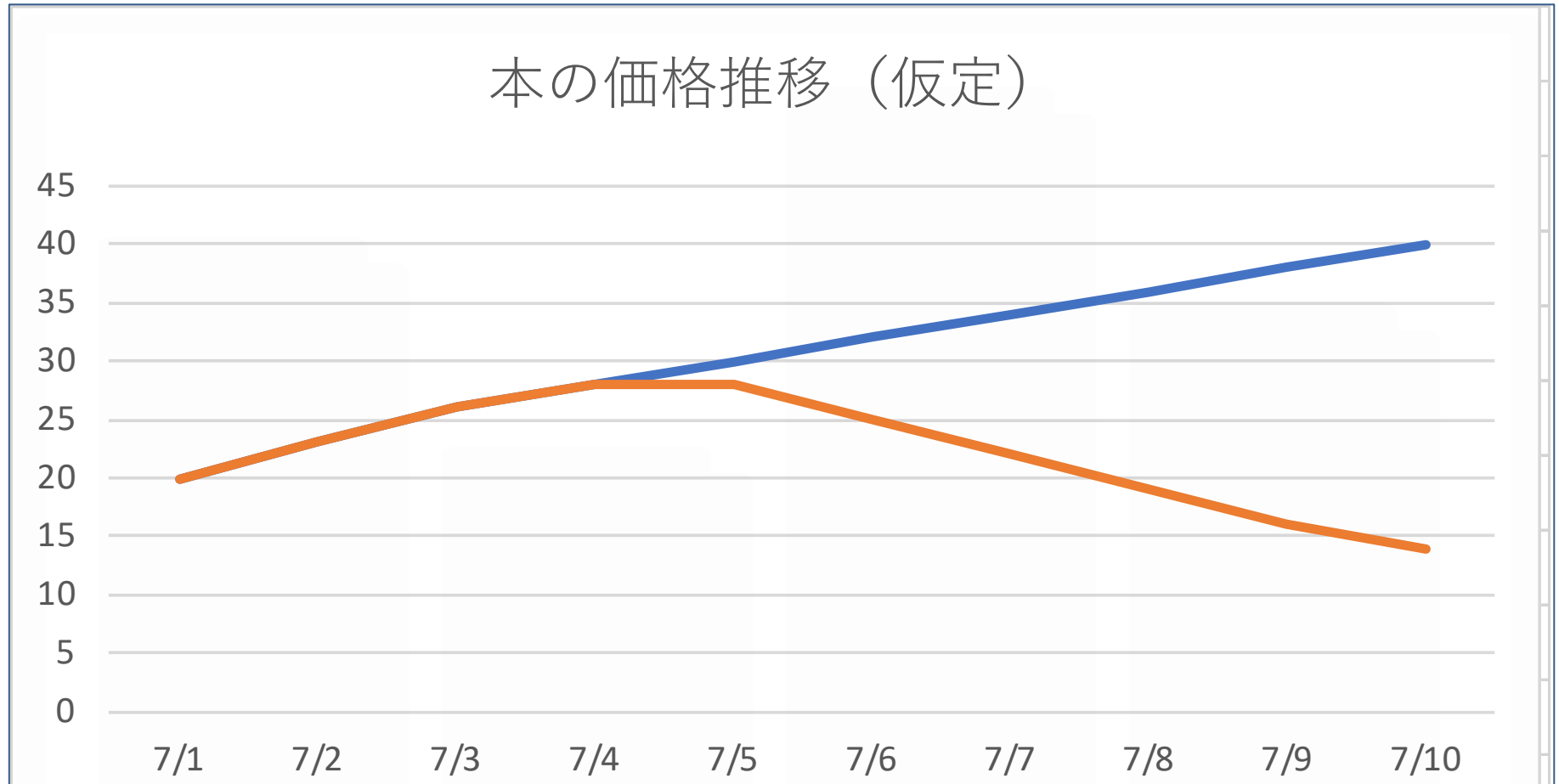


Aは2020/7/4の時点で、①代金支払債務を免れ、
②契約を解除して損害賠償請求ができる。



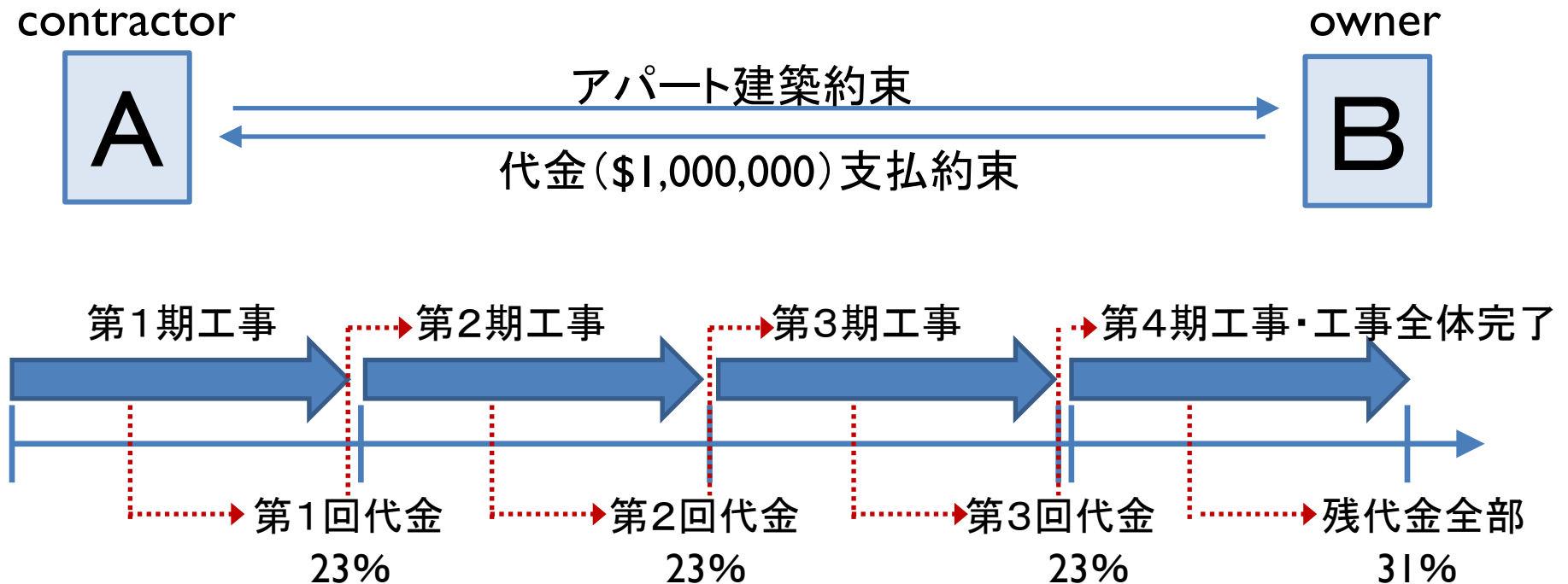
Bの履行拒絶の時点で、Aが履行を終えている場合は、
7/10の時点で、契約を解除して損害賠償請求ができる。

(4) 履行期到来前の履行拒絶



7/4において契約解除——Aの損害賠償請求権: 本の価値(\$28) - 回避履行費用(\$20) = \$8
7/10まで履行を待つ——相場下落時: B拒絶撤回, 履行。相場上昇時: B不履行, A解除,
損害賠償額は\$8が上限となる。

(4) 履行期到来前の履行拒絶



Aが第1期工事完成5日後Bが代金を支払わず履行拒絶するとき。
Aは代金不払＋履行拒絶を理由に第2期工事を中断して契約を解除できる。

Aに与えられる損害賠償

- ◆費用90万(人件費40万〔各期均等〕, 資材50万〔調達済30万, 未調達20万〕), 利益10万 と仮定。調達済の資材のうち未使用の12万分は, 10万分回収。
- ◆損害賠償額 = 100万 - 50万(回避費用30万+20万) - 10万(回避損失) = 40万
= 10万(支出人件費) + 20万(資材損失) + 10万(利益)